

事 務 連 絡
令和 7 年 1 月 24 日

各都道府県地域の元気創造担当課 }
各市区町村地域の元気創造担当課 } 御中

総務省地域力創造グループ地域政策課

地域力創造に関する令和 7 年度当初予算案、令和 6 年度補正予算
及び令和 7 年度の地方財政措置の見通し等を踏まえた留意事項について

政府の令和 7 年度当初予算案につきましては令和 6 年 12 月 27 日に閣議決定され、令和 6 年度補正予算につきましては令和 6 年 11 月 29 日に成立したところです。

地域力創造に関する令和 7 年度当初予算案、令和 6 年度補正予算及び現段階における地方財政措置の見通し等を踏まえた留意事項について、下記のとおりお知らせします。

各都道府県、市町村においては、地域力創造のために必要な施策の実施に当たって、下記の施策を様々に組み合わせてご活用いただければと存じます。

本事務連絡は、財政担当部局及び市町村担当部局にも参考送付しておりますが、貴庁内で他に関係する部局がある場合は、共有をお願いします。下記事項についてご不明な点があれば、末尾に記載の担当者までお問い合わせください。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

第 1 地方への人の流れの創出・拡大

1 二地域居住・関係人口の創出・拡大

地方への人の流れを創出・拡大するため、二地域居住（主な生活拠点とは別の特定の地域に生活拠点を設ける暮らし方）の促進と関係人口の創出・拡大が重要となっている。

「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律」（令和 6 年法律第 31 号）が令和 6 年 11 月 1 日から施行されたことを踏まえ、相談窓口の設置や相談会の開催といった情報発信、お試し居住施設・コワーキングスペース等の整備や「二地域居住体験ツアー」等の実施、コーディネーターの設置といった生活環境の確保等の二地域居住・関係人口に係る取組に要する経費について、新たに特別交付税措置を

講ずることとしている。

また、関係人口の創出・拡大等の取組に対して、引き続き地方交付税措置を講ずるとともに、『『二地域居住・関係人口』ポータルサイト』を通じ、関係人口が継続的かつより深く地域に関わるための参考事例とノウハウを提供するほか、各地方自治体の多様な取組を広く周知することとしている。

2 地域活性化起業人（企業派遣型／副業型／シニア型）

都市部の企業の社員を即戦力として活用する「地域活性化起業人」について、企業退職後のシニア層の活用も可能とする「地域活性化シニア起業人」を創設するとともに、三大都市圏外の指定都市・中核市・県庁所在市に所在する企業の社員等の活用についても、新たに特別交付税措置を講ずることとしている。また、企業派遣型地域活性化起業人の派遣元企業の受入に要する経費について、特別交付税措置の上限額を引き上げることとしている。

さらに、令和6年度補正予算において、官民連携により、企業の即戦力人材の地方への流れを創出・拡大するため、地方自治体、企業の双方が、地域活性化起業人制度を有効かつ円滑に活用できるよう、地域活性化起業人のマッチング支援のプラットフォームを構築し、更なる制度の活用を推進することとしている。

3 地域おこし協力隊の強化

地方への人の流れを拡大する観点から、地域おこし協力隊の現役隊員数を令和8年度までに1万人とする目標の達成に向けて、取組を更に強化することとしている。このため、令和6年度の補正予算において、インターネット広告やホームページ、SNS等による制度の周知を若者層やシニア層等のターゲットに応じて戦略的に実施する「戦略的広報」の取組を強化するほか、地域おこし協力隊の活用を検討する地方自治体へ助言等を行う「地域おこし協力隊アドバイザー派遣事業」の拡充を図ることとしている。

また、JETプログラム参加者が地域おこし協力隊として活躍できるよう、JETプログラムとの連携を強化することとしている。

各地方自治体におかれては、以下の事項に留意し、地域おこし協力隊の活用を積極的に検討していただくとともに、受入自治体及び地域でのサポート体制を強化していただくようお願いしたい。

（1）地域おこし協力隊員及び受入自治体の取組

① 隊員の活動支援

令和7年度より以下のとおり特別交付税措置の見直しを行うこととしている。

- ・ 地域おこし協力隊員の活動に要する経費のうち報償費等について上限額を引き上げ

- ・ 隊員・地域住民・地方自治体職員の三者間の円滑なコミュニケーションを促進し、受入体制を強化するため、募集等に要する経費について上限額を引き上げ

また、以下の経費については引き続き特別交付税措置を講ずることとしている。

- ・ 地域おこし協力隊員の活動に要する経費のうちその他の経費や地域おこし協力隊員の日々のサポートに要する経費
- ・ 地域おこし協力隊員等の起業・事業承継に要する経費や任期終了後の隊員が定住するための空き家の改修に要する経費

さらに、令和7年度当初予算案においては、隊員の受入・サポート体制の強化に向け、以下の事業を実施することとしている。

- ・ 地域おこし協力隊全国ネットワークプラットフォームを活用し、地域おこし協力隊全国ネットワークが行う情報収集・発信、隊員や協力隊経験者、都道府県ネットワークへの支援を推進
- ・ 「地域おこし協力隊サポートデスク」による相談体制の確保
- ・ 募集や受入などのノウハウを伝授する「地域おこし協力隊アドバイザー派遣事業」について、1 地方自治体に対する派遣可能回数を拡充（拡充の詳細は追って通知することとしている。）
- ・ 地方自治体向けの受入・サポートのノウハウに関する研修会、ブロック別会議等の実施
- ・ 現役隊員向けの起業・事業化研修等の実施

② 募集活動

地域おこし協力隊員の募集等に要する経費や「おためし地域おこし協力隊」に要する経費、「地域おこし協力隊インターン」に要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしている。

J E T 青年等の外国人の地域おこし協力隊が各地域で活躍している状況を受け、J E T 青年等外国人に対する地域おこし協力隊の活動への関心喚起及びマッチング支援等に要する経費について、引き続き道府県に対して特別交付税措置を講ずることとしている。

令和7年度当初予算案においては、以下の事業を実施することとしている。

- ・ インターネット広告やSNS等を活用した戦略的な広報の実施・強化
- ・ 「地域おこし協力隊全国サミット」の開催
- ・ 「地域おこし協力隊アドバイザー派遣事業」の実施・拡充（再掲）

（2）都道府県の取組

都道府県が実施する地域おこし協力隊等を対象とする研修等に要する経費、地域おこし協力隊員経験者を活用した現役隊員向けのサポート体制の整備に要する経費については、引き続き地方交付税措置を講ずることとしている。これには、「地域おこし協力隊全国ネットワーク」と連携した取組も含まれるものである。

J E T 青年等の外国人の地域おこし協力隊が各地域で活躍している状況を受け、J E T 青年等外国人に対する地域おこし協力隊の活動への関心喚起及びマッチング支援等に要する経費について、引き続き道府県に対して特別交付税措置を講ずることとしている（再掲）。

（３）地域要件の緩和

J E T プログラム終了者がプログラム終了後も同一地域で地域おこし協力隊員になれるよう、地域要件を緩和することとしている。

４ 地域プロジェクトマネージャー

「地域プロジェクトマネージャー」を任用して地域活性化に取り組む場合、その報酬費等について、引き続き特別交付税措置を講じ、その上限額を引き上げることとしている。

５ 大学等と地域が連携した地域課題解決プロジェクト（ふるさとミライカレッジ）

女性・若者の力を活かした魅力的な地域づくりや地域おこし協力隊等の未来の地域づくり人材の育成・確保の取組を加速化するため、大学等と地域が連携した地域課題解決プロジェクト（ふるさとミライカレッジ）に要する経費について、新たに特別交付税措置を講ずることとしている。

また、令和６年度補正予算事業において、地域課題解決プロジェクトの先進事例のノウハウの分析調査、地方自治体（都道府県及び市町村）へのモデル事業の委託（プログラム策定、受入体制構築等を支援）、プラットフォームの構築（ウェブサイト構築・運営、広報、セミナー開催、マッチング支援）を国費により支援することとしている。

６ ふるさとワーキングホリデー

都市部の人たちなどが一定期間地方（三大都市圏外の全ての市町村及び三大都市圏内の条件不利地域）に滞在し、働いて収入を得ながら、地域住民との交流や学びの場などを通じて地域での暮らしを体感する「ふるさとワーキングホリデー」の実施に要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしている。

７ サテライトオフィスのマッチング支援

地方自治体が、都市部企業等のサテライトオフィスの誘致に取り組む場合、都市部企

業等の社員等が試行的に勤務するためのオフィスの執務環境の用意などお試し勤務の受入に要する経費等について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしている。

8 子ども農山漁村交流プロジェクト

地方自治体が負担する「子ども農山漁村交流プロジェクト」の実施に要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしており、コーディネーターの配置に係る経費（人件費等）について、上限額を引き上げることとしている。

9 移住・定住対策への支援

地方自治体が実施する移住・定住対策に要する経費について、移住先の情報収集から移住後の定住・定着に至るまでの各段階に応じて、引き続き特別交付税措置を講ずることとしており、専任の移住コーディネーター又は定住支援員の設置に係る経費（人件費等）について、上限額を引き上げることとしている。

10 移住・交流情報ガーデン

地方への移住を検討している方等に対し、居住・就労・生活支援等に係る情報提供や相談についてワンストップで対応する窓口である「移住・交流情報ガーデン」を東京駅八重洲口に開設しており、地方自治体等による移住相談会・フェアや地域おこし協力隊の募集等の場として無料で活用することが可能であるほか各地方自治体の移住等に関するパンフレットの配架をおこなっているため、積極的に活用をいただきたい。

11 地域力創造アドバイザー

地域力創造アドバイザー（「地域人材ネット」登録者）を招へいし、地域独自の魅力や価値を向上させる取組を行う際に要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしており、その報償費等について上限額を引き上げることとしている。

第2 地域経済の好循環による付加価値の創造

1 事業承継等人材マッチング

地域の担い手となる人材を確保するため、事業承継人材、都市部の副業人材、女性・若者、シニア、外国人等の地域内外の人材と地域企業とのマッチングに係るセミナー開催、コーディネーターの設置、マッチングシステム構築、トライアル勤務への支援等に要する経費について、既存の措置を改組し、新たな枠組みとして、特別交付税措置を講ずることとしている。

また、事業承継等の地域ネットワークづくりを推進するためのマッチング等について国費により支援することとしている。

2 地域経済の好循環による付加価値の創造

「ローカル 10,000 プロジェクト」については、引き続き、民間事業者の初期投資費用（施設整備費、機械装置費、備品費等）に対して地方自治体が地域金融機関等の融資と協調して公費により助成する場合の地方自治体の負担額について、国費により支援することとしている。

また、国庫補助事業の地方負担分に対する特別交付税措置に加え、地方単独事業として、民間事業者の初期投資費用（施設整備費、機械装置費、備品費等）に対して地方自治体が金融機関等の融資等と協調して公費により助成する場合の地方自治体の負担額に対し、引き続き特別交付税措置を講ずることとしている。

各地方自治体におかれては、以下の事項に留意し、地域でのスタートアップを推進していただくようお願いしたい。

（1）ローカル 10,000 プロジェクト

① ローカル 10,000 プロジェクト（国庫補助事業）

民間事業者の初期投資費用（施設整備費、機械装置費、備品費等）に対して地方自治体が地域金融機関等の融資と協調して公費により助成する場合、地方自治体の負担額について、引き続き国費により支援するとともに、特別交付税措置を講ずることとしている。

なお、令和 6 年度補正予算事業より以下のとおり所要の見直しを行っている。

- ・ 重点支援項目として従来に加え「地域の女性や若者の活躍に関連する事業（国費：3/4）」を新たに追加。
- ・ 交付金事業の実施期間を最大 2 年まで拡大。
- ・ 「やむを得ない事情」がある場合について交付決定前着手の手続を創設。

② ローカル 10,000 プロジェクト（地方単独事業）

ローカル 10,000 プロジェクト（国庫補助事業）に準じて、地方自治体が地方単独事業として、民間事業者の初期投資費用（施設整備費、機械装置費、備品費等）に対して金融機関等の融資等と協調して公費により助成する場合、地方自治体の負担額について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしている。これは「①地域密着型」、「②地域課題への対応」、「③融資又は民間クラウドファンディング等」、「④新規性」の要件について、地方自治体において有識者の審査又は商工会議所等の確認を経て該当すると認められたものを対象とすることとしている。なお、国庫補助事業と異なる点として、地方単独事業においてはモデル性は問わないこととしている。

（2）ローカルスタートアップ

① 事業の企画段階

創業支援等事業計画の作成に要する経費、創業塾、創業セミナー、研修に要する経費、ビジネスコンテストに要する経費、創業コーディネーターの設置に要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしている。

② 事業の立ち上げ準備段階

地域資源の調査分析に要する経費、ビジネスモデル調査分析に要する経費、法人設立等に係る経費、オフィスの賃貸料、インキュベーション施設に要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしている。

なお、令和7年度よりオフィスの賃貸料について1団体あたりの負担上限額を引き上げることとしている。

(3) 地域おこし協力隊員等の起業・事業承継（再掲）

地域おこし協力隊員等の起業・事業承継に要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしている。

(4) ふるさと起業家支援プロジェクト

起業家の事業立ち上げに係る初期投資費用に対して地方自治体がふるさと納税を財源に補助する金額を超えない範囲で行う補助等の経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしている。

(5) ふるさと融資

ローカル 10,000 プロジェクト（国庫補助事業及び地方単独事業）を活用する事業について、ふるさと融資を利用できることとしている。

(6) その他

産業競争力強化法（平成25年法律第98号）に規定する創業支援等事業計画に位置づけられている事業で地域の資源と資金を活用した事業を立ち上げる事業者に対して、地方自治体が出資するために借り入れた地方債の利子負担について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしている。

3 地域脱炭素の推進

各地方自治体におかれては、以下の事項に留意し、地域の脱炭素の推進に取り組んでいただくようお願いしたい。

(1) 地域脱炭素の推進

① 地域脱炭素の一層の推進（脱炭素債・過疎債）

脱炭素化推進事業債及び公営企業債（脱炭素化推進事業）の事業期間（令和7年度

まで) 終了後の在り方については、地方自治体における地域脱炭素に関する取組や地域の実情、課題等を踏まえて検討する予定であるが、令和7年度までに工事に着手した事業については、令和8年度以降も現行と同様の地方財政措置を講ずることとしている。

また、過疎対策事業債については、引き続き再生可能エネルギー設備の整備及び公共施設等のZEB化を「脱炭素化推進特別分」として位置付け、他の事業に優先して同意等を行うこととしている。

② GXアドバイザー

地方公共団体金融機構との共同事業である「経営・財務マネジメント強化事業」において、引き続き地方自治体のGXの取組を支援するための専門アドバイザーを派遣（派遣経費は地方公共団体金融機構が負担）することとしている。

③ ローカル10,000プロジェクト

ローカル10,000プロジェクト（国庫補助事業）において、「脱炭素に関する地域再エネの活用等」に関する事業について交付率のかさ上げを行っている。

④ ローカルスタートアップ

地域資源の調査分析に要する経費について引き続き特別交付税措置を講ずることとしている。

⑤ 木材利用の促進

庁舎等の公共建築物等における木材利用の促進のため、原則全般的に地域木材を利用した施設の整備については、地域活性化事業債の対象としている。

第3 地域の暮らしを守る取組

各地方自治体におかれては、以下の事項に留意し、地域コミュニティの活性化と暮らしやすい地域づくりに取り組んでいただくようお願いしたい。

1 特定地域づくり事業協同組合

(1) 運営安定化支援

都道府県知事の認定を受けた特定地域づくり事業協同組合（以下「組合」という。）の運営費（派遣職員人件費及び事務局運営費）について、特定地域づくり事業推進交付金により支援するとともに、その地方負担について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしている。

(2) 設立支援

組合に対して市町村が行う設立支援に要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしている。

(3) 都道府県による支援

「5 都道府県過疎地域等政策支援員」の対象地域に「人口急減地域」を追加することとしていることから、都道府県において中小企業関係団体等の専門人材を雇用又は委託するなど積極的に活用していただき、組合の設立や運営について、市町村に対する支援を行っていただきたい。

2 地域運営組織

(1) 住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等

地域運営組織が高齢者交流、声かけ・見守り、買物支援、子ども食堂等の居場所づくりや交流の場の確保等に持続的に取り組めるよう、地域運営組織に対する設立運営支援に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしている。

なお、地域運営組織の立ち上げに要する経費のうち臨時職員経費について、特別交付税措置の上限額を引き上げることとしている。

(2) 地域運営組織の経営力強化

自主事業の実施による収入の確保等地域運営組織の経営力強化に要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしている。

3 過疎地域の持続的発展の支援

過疎地域を有する地方自治体等におかれては、以下の事項に留意し、過疎地域の持続的発展に向けた取組を実施するようお願いしたい。

(1) 過疎地域の持続的発展に向けた取組への支援

個性を活かした地域づくりに必要な人材を育成するとともに、地域の課題解決のための技術の活用や地方への新たな人の流れを促進するため、人材育成やICT等技術の活用、移住・定住促進のための住宅整備や、遊休施設を地域振興等に資する施設へ再整備する取組について、引き続き過疎地域持続的発展支援交付金により支援することとしている。

(2) 集落ネットワーク圏形成の推進

「集落ネットワーク圏」（小さな拠点）において、生活支援や「なりわい」の創出等の地域課題の解決に資する取組について、引き続き過疎地域持続的発展交付金により

幅広く支援することとしている。特に、専門人材やＩＣＴ等技術を活用する場合には、上乘せ支援することとしている。

- (3) 税制特例措置及び地方税の課税免除等に係る減収補てん措置に関する期限の延長
過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第１９号）に基づく、雇用機会の拡充等のための国税の特例措置及び地方税の課税免除等に係る減収補てん措置については、令和９年３月末までを適用期限として措置されている。

4 集落支援員

地方自治体が行う集落支援員の設置や集落点検・話し合いの実施等に要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしており、専任の集落支援員について上限額を引き上げることとしている。

また、集落支援員と地域おこし協力隊の連携をすすめており、それぞれで実施している研修への相互参加を可能とするよう対象者を拡大することとしている。

5 都道府県過疎地域等政策支援員

過疎地域の持続的発展に資する多様な人材を確保・育成するため、都道府県が専門人材を雇用又は委託し、域内の過疎地域その他の条件不利地域を有する複数の市町村に対して支援を行う経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしており、令和７年度から上限額を引き上げ、対象地域に人口急減地域を追加することとしている。
(再掲)

6 その他

(1) 高齢者等の雪下ろし支援

雪下ろしが困難な世帯に対する支援や雪下ろし時の安全対策の普及啓発に要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしている。

(2) 音声標識ガイド装置の設置

公共施設及び公用施設において音声標識ガイド装置の設置に要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしている。

(3) 国土保全対策

上下流の地方自治体の話し合いに基づき、水資源維持等のための下流団体が行う負担、分収林契約等に要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしている。

第4 地域におけるD X推進

各地方自治体におかれては、以下の事項に留意し、D X推進体制の構築・拡充を進めていただくとともに、デジタル人材の確保・育成等に取り組み、自治体D X・地域社会D Xに着実に取り組んでいただくようお願いしたい。

1 都道府県と市町村が連携したD X推進体制の構築・拡充

全国的にデジタル人材が不足する中で、市町村では、人材の確保が大きな課題となっており、特に小規模な市町村を中心に単独で確保することが極めて困難な状況となっている。これを踏まえ、総務省としては、令和7年度中に全ての都道府県が市町村と連携したD X推進体制（以下「推進体制」という。）を構築し、その中で、市町村のD X支援のために必要な人材を広域的に確保し、ニーズに応じて市町村を支援する取組を推進していく。推進体制の規模・水準については、地域の実情に応じ、様々なあり方が想定されるものである一方、先進的に取り組んでいる地方自治体の事例も踏まえ、①都道府県と市町村の長レベルでの連携、②市町村の状況把握、③市町村のD X支援のための専門人材の確保（人材プール機能）及び④推進体制下で連携して推進すべき共同調達等の取組テーマの設定、という4つの機能は備えていく必要があると考えられる。

人材の確保に当たっては、多くの市町村で継続的かつ直接的に実務を行う人材が求められており、地方公務員法における服務規定に基づきつつ、複数年度に渡って業務を行うことのできる常勤職員としての雇用を中心としていただきたい。また、デジタル人材の育成・確保に係る基本方針を策定していない団体については、可能な限り早期に策定していただきたい。

なお、既に策定している団体等についても、策定指針の改正内容も踏まえ、令和7年度中を目途に、必要となるデジタル人材を類型ごとに定量的にリストアップの上、一定の数値目標を設定していただきたい。都道府県を始めとする各地方自治体におかれては、デジタル担当部局だけではなく、人事・財政当局とも緊密に連携しながら、以下の点を踏まえ、着実に取組を進めていただきたい。

（1）デジタル人材の確保・育成に係る地方交付税措置

都道府県が一定のスキル・経験を有し、市町村支援業務を行うデジタル人材を常勤職員として雇用する場合、当該職員の人件費について、職員数に応じて地方交付税措置を講ずることとしている。

また、デジタル人材の募集経費について、特別交付税措置の上限を引き上げることとしている。

市町村がC I O補佐官等として外部人材の任用等を行うための経費や、地方自治体におけるデジタル化の中核を担う職員（D X推進リーダー）の育成に要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしていること。

(2) 推進体制下で連携して推進すべき共同調達等の取組テーマの設定

推進体制をより実効性の高いものとしていくためには、都道府県・市町村のニーズも踏まえつつ、システムの共同調達、自治体フロントヤード改革、e L-Q R（地方税統一Q Rコード）を活用した公金収納、地域社会のD Xの推進、デジタル・デバイド対策等、連携して取り組んでいくテーマを早期に検討していくことも重要である。

都道府県と市町村が連携した共同調達によるシステム導入経費、自治体フロントヤード改革における書かない窓口やオンライン申請などの住民サービスの提供に必要なシステム導入経費、e L-Q Rを活用した公金収納のデジタル化に対応するための財務会計システム等の改修にかかる経費、地域社会D Xのためのシステム導入経費等については、令和7年度より新たに創設するデジタル活用推進事業債（仮称）の対象とすることとしている。

(3) 都道府県と市町村が連携したD X推進体制構築に向けたデジタル人材確保プロジェクト

令和6年度補正予算において、「都道府県と市町村が連携したD X推進体制構築に向けたデジタル人材確保プロジェクト」に要する経費を盛り込んでおり、このプロジェクトでは、採用ノウハウの提供、人材プール構築に協力できるデジタル人材や企業のリスト化、都道府県が確保したデジタル人材に対する行政実務研修等を実施することとしているため、各都道府県においては、本事業も活用しながらデジタル人材の確保に着実に取り組んでいただきたい。

(4) 「経営・財務マネジメント強化事業」による地方自治体におけるD Xの取組の支援

総務省・地方公共団体金融機構の共同事業である「経営・財務マネジメント強化事業」において、引き続き、地方自治体のD Xの取組を支援するための専門アドバイザーを派遣（派遣経費は地方公共団体金融機構が負担）することとしているところ、市町村がアドバイザーの派遣を受けるに当たり、都道府県においては、市町村が有効に本制度を活用できるよう支援していただきたい。

(5) 「デジタル人材確保・育成ガイドブック」の策定

昨年5月にデジタル人材の確保をする際に必要な要素・留意すべき事項を分かりやすくまとめた「外部デジタル人材の確保ガイドブック」を策定したところであり、積極的に御活用いただきたい。また、昨年12月には、デジタル人材の育成に焦点を当てた、「デジタル人材の育成ガイドブック」についても策定したところなので、こちらについても積極的に活用いただきたい。

(6) 地方公共団体情報システム機構・自治大学校等における研修メニューの充実

引き続き、地方公共団体情報システム機構・自治大学校・市町村アカデミー・国際文化アカデミーにおける地方自治体職員向けの研修メニューの充実を図ることとしている。なお、人材プールの人材として確保した者のデジタル人材としてのスキル・ノウハウの維持のためにも、これらの研修を積極的に活用いただきたい。

2 自治体D X・地域社会D Xの取組

(1) 「自治体D X推進参考事例集」の充実化

行政手続のデジタル化や行政内部のデータ連係などを通じて、住民の利便性向上と業務効率化を図る「自治体D X」の取組について、地方自治体における最新の取組を盛り込んでおり、令和6年4月には、フロントヤードにおけるD Xの取組事例を始めとして、幅広く掲載事例を拡充するとともに、事業効果や導入サービス等の情報集約した新たなページを追加する改訂を行っているため、参考にしていただきたい。

(2) 「地域社会のデジタル化に係る参考事例集」の充実化

各地方自治体の創意工夫を生かしたデジタル実装の取組の横展開をより一層促進するため、「地域社会のデジタル化に係る参考事例集【第3.0版】」（令和6年5月31日総務省公表）について、各地方自治体における取組状況を踏まえつつ、各地方自治体を取り入れやすい汎用的な事例や、住民がサービスの恩恵を強く感じられる事例を中心に内容の拡充を予定しているので、参考にしていただきたい。

(3) その他地方交付税措置

ア 統合型地理情報システム（統合型G I S）の導入

統合型地理情報システム（統合型G I S）の導入に必要な共用空間データの整備等に要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしている。

イ ケーブルテレビ・コミュニティ放送公共利用事業

ケーブルテレビの公共情報専用チャンネル又はコミュニティ放送により、公共情報番組の放送を実施する場合における、公共情報番組の制作及び放送に要する経費について、引き続き、特別交付税措置を講ずることとしている。

ウ ラジオ難聴解消対策

地方自治体における、ラジオ難聴解消対策であって民放ラジオ難聴解消支援事業に該当しないものに要する経費及び無線システム普及支援事業費等補助金の交付を受けて行う民放ラジオ難聴解消支援事業に要する経費について、引き続き、特

別交付税措置を講ずることとしている。

エ 地域文化デジタル化事業に基づくコンテンツ作成

地域文化デジタル化事業に基づく文化財等に係るデジタルコンテンツの作成に要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしている。

オ 携帯電話等エリア整備事業

地方自治体が実施する携帯電話等エリア整備事業に要する経費について、引き続き、特別交付税措置を講ずることとしている。

第5 定住自立圏構想の推進と活気あるまちづくり

各地方自治体におかれては、以下の事項に留意し、定住自立圏構想の推進と活気あるまちづくりに取り組んでいただくようお願いしたい。

1 定住自立圏構想の推進

定住自立圏構想については、地域住民の生活実態やニーズに応じ圏域ごとにその生活に必要な機能を確保し、圏域全体の活性化を図る取組を支援するため、定住自立圏共生ビジョンを策定した中心市及びその近隣市町村の取組に対して、引き続き地方財政措置を講ずることとしている。

2 空き家対策

地方自治体が行う空き家対策の取組に要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしている。

空家等管理活用支援法人による空き家の活用等を図るための業務に対する補助等に要する経費（国庫補助事業の地方負担分）についても、引き続き特別交付税措置を講ずることとしている。

3 所有者不明土地等対策

地方自治体が行う所有者不明土地等対策の取組に要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしている。

4 PPP/PFIの導入促進

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）」に基づいて地方自治体が実施する事業に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしている。

なお、地方交付税措置の具体的な内容については、「民間資金等の活用による公共施

設等の整備等の促進に関する法律（平成１１年法律第１１７号）に基づいて地方自治体
が実施する事業に係る地方財政措置について」（平成１２年３月２９日付け自治省財政
局長通知）を参考にしていきたい。

５ その他

（１） 中心市街地再活性化対策

① 中心市街地再活性化特別対策事業

中心市街地再活性化のために行う施設整備等に対して、引き続き地方財政措置を
講ずることとしている。

② 中心市街地活性化ソフト事業

中心市街地活性化のために行うソフト事業に要する経費について、引き続き特別
交付税措置を講ずることとしている。

第６ 地域の国際化の推進

各地方自治体におかれては、以下の事項に留意し、ＪＥＴプログラムの活用及び多文化
共生の推進等地域の国際化の推進に取り組んでいただくようお願いしたい。

１ ＪＥＴプログラムの活用等

（１） 語学指導等を行う外国青年招致事業（ＪＥＴプログラム）

昨今の民間給与や地方公務員の給与等の動向を踏まえ、ＪＥＴプログラム参加者の
任用に要する経費及び私立学校におけるＪＥＴプログラム参加者の雇用に係る都道府
県の助成に要する経費に対する地方交付税措置を拡充することとしている。また、ＪＥ
Ｔプログラム経験者との交流・ネットワーク構築に要する経費及びＪＥＴプログラム
コーディネーターの活用に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講ずるこ
ととしている。

（２） 地域の国際交流に基づいて招致した外国語指導助手等の活用

姉妹都市や姉妹校提携など外国自治体等との交流に基づいて招致した外国籍の外国
語指導助手等の任用に要する経費について、（１）と同様に地方交付税措置を拡充す
ることとしている。

（３） ＪＥＴ地域国際化塾

ＪＥＴ青年が、地域おこし協力隊などの地域づくり関係者との車座（意見交換）を実
施し、地域づくりの優良事例を学ぶとともに、視察や体験を通じて地域活動への理解や
関心を深めることで、地域の国際化に資する取組への参加を促す取組について、引き続

き国費により実施することとしている。

(4) J E T 青年等外国人隊員の増加に向けた取組支援（再掲）

J E T 青年等の外国人の地域おこし協力隊への関心喚起及びマッチング支援並びに外国人の隊員へのサポートに要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしている。

また、J E T プログラム終了者がプログラム終了後も同一地域で地域おこし協力隊員になれるよう、地域要件を緩和することとしている。

(5) 日本にゆかりのある方々と国内の自治体との連携促進

J E T 経験者や海外の日系社会など、日本にゆかりのある方々と国内の地方自治体の連携を強化し、海外における力強い「地域のサポーター」になって活躍してもらうことを目的として、引き続き国費によるモデル事業（人的ネットワーク構築・強化のための交流・発信の窓口の設置）を実施することとしている。

2 地域における多文化共生の推進

外国人の相談ニーズに適切に対応するための行政・生活情報の多言語化や生活オリエンテーション等の実施、災害時における外国人への情報伝達・外国人向け防災対策、定住外国人子弟等に対する就学支援等、地域における多文化共生の推進に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしている。

また、国の交付金を受けて行う一元的相談窓口の運営及び地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業の地方負担について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしている。

3 その他

(1) 国際交流

① 姉妹都市交流

姉妹都市提携の締結に係る活動経費及び姉妹都市等との継続的交流に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしている。

② 地域国際化協会

地域の国際交流を推進する中核的民間組織である地域国際化協会の活動の支援に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしている。

また、地域国際化協会に対する出資金に充てるため平成20年度までに借り入れた地方債の償還金利子について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしている。

③ 留学生支援

留学生に対する奨学金の交付、カウンセリング、宿舎の情報提供等の支援に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしている。

(2) 地方自治体における国際的な人材育成等

① 職員海外派遣

地方公務員海外派遣プログラム（海外武者修行プログラム）をはじめとした地方自治体職員等の海外派遣等に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしている。

② 海外研修生受入等

L G O T P（自治体職員協力交流事業）をはじめとした海外からの研修生受入事業等に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしている。

(3) 外国人材の活用及びインバウンドの促進等による地域活性化

① J E T地域国際化塾及びJ E T青年等外国人隊員の増加に向けた取組支援（再掲）

J E T青年が、地域おこし協力隊などの地域づくり関係者との車座（意見交換）を実施し、地域づくりの優良事例を学ぶとともに、視察や体験を通じて地域活動への理解や関心を深めることで、地域の国際化に資する取組への参加を促す取組について、引き続き国費により実施することとしている。

加えて、J E T青年等の外国人の地域おこし協力隊への関心喚起及びマッチング支援並びに外国人の隊員へのサポートに要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしている。

また、J E Tプログラム終了者がプログラム終了後も同一地域で地域おこし協力隊員になれるよう、地域要件を緩和することとしている。

② 観光立国推進対策

宣伝・広告、観光案内所の管理・運営、人材育成等の訪日外国人旅行者を対象とした取組に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしている。

③ 万博国際交流プログラム

2025年日本国際博覧会における万博国際交流自治体として政府に登録された地方自治体が行う、住民等と万博参加国・地域の関係者等との交流に要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしている。

地域力創造グループ施策担当者一覧①

項目番号	施策名	担当課室	担当者	電話番号
第1 地方への人の流れの創出・拡大				
1	二地域居住・関係人口の創出・拡大 https://www.soumu.go.jp/kankeijinkou/	地域政策課	和久里	03-5253-5523
2	地域活性化起業人（企業派遣型／副業型／シニア型） https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/bunken_kaikaku/02gyose08_03100070.html	地域自立応援課	手塚、金島、芳賀	03-5253-5392
3	地域おこし協力隊の強化 https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/02gyose08_03000066.html	地域自立応援課	久芝、森本、河西、豊原、芳賀	03-5253-5391
4	地域プロジェクトマネージャー https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/02gyose08_04000210.html	地域自立応援課	撫養、豊原	03-5253-5392
5	大学等と地域が連携した地域課題解決プロジェクト（ふるさとミライカレッジ）	地域政策課	梅谷、高木	03-5153-5523
6	ふるさとワーキングホリデー https://www.soumu.go.jp/furusato-workingholiday/index.html	地域自立応援課	撫養、金島、豊原	03-5253-5392
7	サテライトオフィスのマッチング支援 https://www.soumu.go.jp/satellite-office/	地域自立応援課	手塚	03-5253-5391
8	子ども農山漁村交流プロジェクト https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/kodomo.html	人材力活性化・連携交流室	撫養	03-5253-5394
9	移住・定住対策への支援	地域自立応援課	森本、大城、金島、豊原、芳賀	03-5253-5391
10	移住・交流情報ガーデン https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/zenkokujiyu_jiyukouryu.html	地域自立応援課	手塚	03-5253-5391
11	地域力創造アドバイザー https://www.soumu.go.jp/kanbaru/jinza/index.html	人材力活性化・連携交流室	大野	03-5253-5533
第2 地域経済の好循環による付加価値の創造				
1	事業承継等人材マッチング	地域政策課	中津留、北海	03-5253-5523
2（1）	地域経済の好循環による付加価値の創造（□ーカル10,000プロジェクト） https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/local10000_project.html	地域政策課	中津留、金澤、北海	03-5253-5523
2（2）	地域経済の好循環による付加価値の創造（□ーカルスタートアップ）	地域政策課	中津留、金澤、北海	03-5253-5523
3（1）	地域脱炭素の推進	地域政策課	中津留	03-5253-5523
3（1）⑤	木材利用の促進	地域政策課	伊藤、田村	03-5253-5523

地域力創造グループ施策担当者一覧②

項目番号	施策名	担当課室	担当者	電話番号
第3 地域の暮らしを守る取組				
1	特定地域づくり事業協同組合 https://www.sourmu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/tokutei_chikitei-dukuri-jigyou.html	地域自立応援課	日比野、撫養	03-5253-5533
2	地域運営組織 https://www.sourmu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/chikitei_umeisosisiki.html	地域振興室	平岡	03-5253-5534
3	過疎地域の持続的発展の支援 https://www.sourmu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/kasomain0.htm	過疎対策室	崎谷、樋口、白波瀬	03-5253-5536
4	集落支援員 https://www.sourmu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/bunken_kaikaku/02gyousei08_03000070.html	過疎対策室	樋口、景山	03-5253-5536
5	都道府県過疎地域等政策支援員 https://www.sourmu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/02gyousei10_04000079.html	過疎対策室	樋口、景山	03-5253-5536
6	その他（１）・（３）	地域振興室	高橋	03-5253-5534
6	その他（２）	地域政策課	高木	03-5253-5523
第4 地域におけるDXの推進				
1	都道府県と市町村が連携したDX推進体制の構築・拡充	地域情報化企画室	作井、加藤	03-5253-5525
2（１）	「自治体DX推進参考事例集」の充実化	地域DX推進室	武田、橋尾、服部	03-5253-5586
2（２）	「地域社会のデジタル化に係る参考事例集」の充実化	地域情報化企画室	干場、河井	03-5253-5525
2（３）	その他地方交付税措置	地域情報化企画室	干場、梶原、橋本、河井	03-5253-5525

地域力創造グループ施策担当者一覧③

項目 番号	施 策 名	担当課室	担当者	電話番号
第5 定住自立圏構想の推進と活気あるまちづくり				
1	定住自立圏構想の推進 https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/teizyu/index.html	地域自立応援課	森本、大城	03-5253-5391
2	空き家対策	地域振興室	高橋、平岡	03-5253-5534
3	所有者不明土地等対策	地域振興室	高橋	03-5253-5534
4	PPP/PFIの導入促進	地域振興室	高橋	03-5253-5534
5	その他（中心市街地再活性化対策）	地域振興室	平岡	03-5253-5534
第6 地域の国際化の推進				
1	JETプログラムの活用等 https://www.soumu.go.jp/kokusai/kouryu_JET.html	国際室	栗田、高橋、大井	03-5253-5527
1（4）	JET青年等外国人隊員の増加に向けた取組支援	国際室	高橋、大井	03-5253-5527
1（5）	日本にゆかりのある方々と国内の自治体との連携促進	国際室	高橋、倉鹿野	03-5253-5527
2	地域における多文化共生の推進 https://www.soumu.go.jp/kokusai/index.html	国際室	高橋、野村	03-5253-5527
3	その他	国際室	栗田、高橋、 倉鹿野、野村	03-5253-5527